

第 60 回通関士試験

《 1 》

通 関 業 法

試 験 問 題 （時間 50 分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題用紙及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第 6 問から第 13 問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 ——— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第13問：各問題2点 ———

第1問 次の記述は、通関業法第1条に規定する同法の目的及び同法第2条に規定する用語の定義に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業法は、通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の(イ)を図ることにより、関税の(ロ)その他貨物の(ハ)に関する手続の(ニ)な実施を確保することを目的とする。
- 2 「通関業務」とは、他人の依頼によって関税法その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする輸出又は輸入の申告等の手続又は税関官署に対してする主張又は陳述等の行為につき、その依頼をした者の(ホ)をすることをいう。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ① 安定的な運営 | ② 運送 | ③ 確定及び納付 |
| ④ 監督又は監査 | ⑤ 公正かつ適正 | ⑥ 支援又は補助 |
| ⑦ 処理 | ⑧ 申告納付 | ⑨ 迅速な処理 |
| ⑩ 代理又は代行 | ⑪ 通関 | ⑫ 適正かつ迅速 |
| ⑬ 適正な運営 | ⑭ 適切かつ確実 | ⑮ 賦課徴収 |

第2問 次の記述は、通関業法第11条の2に規定する通関業の許可の承継に関するものであるが、
()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 通関業者について相続があったときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その（イ）により通関業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、当該地位を承継した者は、当該被相続人の死亡後（ロ）以内に、その承継について財務大臣に承認の申請をすることができる。

2 通関業者について合併があった場合において、（ハ）財務大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人は、当該合併により消滅した法人の通関業の許可に基づく地位を承継することができる。

当該承認の申請は、合併しようとする法人の間の関係が明らかである場合を除き、（ニ）ものとされている。

3 地位の承継の承認が行われた場合における登録免許税は、通関業を譲り受ける場合を除き、（ホ）扱いとなるものとされている。

- | | | |
|--------------------|------------------------|----------------|
| ① 30日 | ② 60日 | ③ 90日 |
| ④ あらかじめ | ⑤ 課税 | ⑥ 合併後存続する法人が行う |
| ⑦ 合併しようとする法人が連名で行う | ⑧ 過半数の委任 | |
| ⑨ 過半数の同意 | ⑩ 全員の同意 | ⑪ 直ちに |
| ⑫ 遅滞なく | ⑬ 通関業者であった法人を代表する役員が行う | |
| ⑭ 非課税 | ⑮ 免税 | |

第3問 次の記述は、通関業法第13条に規定する通関士の設置に関するものであるが、()
に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関業法第13条の規定により通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、通関業務に係る(イ)並びに通関業法施行令第6条に規定する(ロ)の数、種類及び内容に応じて(ハ)の通関士を置かなければならない。
- 2 税関長は、通関業者が通関業務を行う営業所において適正かつ迅速な通関手続が実施できていない場合であって、(ニ)の観点等から必要と認められる場合には、当該通関業者に対し、(ホ)するものとされている。

- | | | |
|-----------------|-------------|-------------|
| ① 貨物の重量及び形状 | ② 貨物の数量及び価格 | ③ 貨物の数量及び種類 |
| ④ 管理者の資質等について監査 | | |
| ⑤ 事業の終了等について勧告 | | |
| ⑥ 収益性確保 | ⑦ 申請 | ⑧ 専任 |
| ⑨ 通関士の増員等について助言 | | ⑩ 通関書類 |
| ⑪ 手続 | ⑫ 必要な員数 | ⑬ 複数 |
| ⑭ 貿易管理 | ⑮ 利用者保護 | |

第4問 次の記述は、通関業法第15条に規定する更正に関する意見の聴取及び同法第16条に規定する検査の通知に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の関税率表の適用上の所属又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、(イ)を(ロ)するものであるときは、税関長は、当該更正が(ハ)その他これに類する客観的に明らかな誤りに基因するものであるときを除き、当該通関業者に対して当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の検査をさせるときは、当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に通知しなければならないが、その通知は、(ニ)こととされており、また、(ホ)をもって代えることができることとされている。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ① 課税標準となるべき価格 | ② 計算又は転記の誤り |
| ③ 検査結果の通知 | ④ 検査指定票の交付 |
| ⑤ 減少 | |
| ⑥ 口頭又は書面のいずれでも差し支えない | |
| ⑦ 仕出人の責めに帰すべき誤り | ⑧ 書面によらなければならない |
| ⑨ 増加 | ⑩ 適用される税率 |
| ⑪ 電子メールの送信による | ⑫ 納付すべき関税の額 |
| ⑬ 変更 | |
| ⑭ 保税地域において貨物を管理する者への通知 | |
| ⑮ 輸入者の責めに帰すべき誤り | |

第5問 次の記述は、通関士の資格及び懲戒処分に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業法の規定に違反する行為をして(イ)者であって、その執行を終わった日から(ロ)を経過しないものは、通関士となることができない。
- 2 (ハ)でなくなった日から5年を経過していない者は通関士となることができない。
- 3 通関士が、(ニ)を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、通関士でなくなる。
- 4 税関長は、通関業法の規定に違反した通関士に対し、通関業法第35条の規定による懲戒処分をしようとするときは、(ホ)を聞かなければならない。

- | | | |
|--------------------------|--------------|-------------|
| ① 2年 | ② 3年 | ③ 5年 |
| ④ 減給処分 | ⑤ 厳重注意を受けた | ⑥ 公務員 |
| ⑦ 従業停止処分 | ⑧ 審査委員の意見 | ⑨ 通告処分を受けた |
| ⑩ 当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見 | | |
| ⑪ 破産手続開始の決定 | ⑫ 罰金の刑に処せられた | |
| ⑬ 暴力団員 | ⑭ 保佐人の意見 | ⑮ 保税蔵置場の従業者 |

第6問 次の記述は、通関業務及び関連業務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。
すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 他人の依頼によってその依頼をした者を代理して行う輸入申告に関し、関税法第7条第3項（申告）の規定によるその申告貨物に係る関税率表の適用上の所属の教示の求めは、関連業務に含まれることとされている。
- 2 他人の依頼によってその依頼をした者を代理して行う関税法その他関税に関する法令によってされた処分につき、行政不服審査法又は関税法の規定に基づいて税関長に対してする不服申立ての手續は、通関業務に含まれる。
- 3 他人の依頼によってその依頼をした者を代理して行う輸入申告に関し、その申告貨物に係る保税運送の申告は、通関業務に含まれる。
- 4 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続する業務を行うことができ、通関業法以外の法律において当該業務を行うことが制限されている場合であっても、通関業の許可を受けていることをもってその制限は解除される。
- 5 他人の依頼によりその依頼した者を代理して行う総合保税地域に外国貨物を置くことの承認の申請は、通関業務に含まれる。

第7問 次の記述は、通関業務を行う営業所に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。
すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者の施設等については、職員が常駐せず、単に連絡、待機等のために使用される施設等であっても、当該施設等の名称に営業所の名称が付されているときは、通関業法第8条に規定する通関業務を行う営業所に該当することとされている。
- 2 特定の取引先の施設等で、当該特定の取引先の依頼により、通関業者が職員を派遣して通関書類を作成するために使用されるものにおいて、当該通関業者の通関士の審査が行われているときは、当該施設等は、通関業法第8条に規定する通関業務を行う営業所に該当することとされている。
- 3 認定通関業者の通関業務に従事する通関士が情報通信機器を活用して、労働時間の全部又は一部において、自宅で通関業務に従事する勤務形態を導入する場合においては、その勤務場所（自宅）は当該通関士の所属する営業所の一部となることとされており、当該勤務場所について通関業法第9条第1項の規定による営業所の新設に係る財務大臣への届出の手続を要することとされている。
- 4 災害その他やむを得ない理由により、通関業者の通関業務に従事する通関士が業務継続のため、当該通関業者の管理する場所であって通関業法第8条第1項の規定による営業所の新設に係る財務大臣の許可を受けた営業所以外の場所（サテライトオフィス）において、通関業務に従事する必要があると認められるときは、当該理由があると認められる間に限り、これを認めて差し支えないこととされており、この場合において、当該場所は当該通関士が所属する営業所の一部となることとされている。
- 5 認定通関業者が、通関業法第9条第1項の規定による営業所の新設に係る財務大臣への届出をするときは、当該認定通関業者はその届出書に当該営業所において行われる見込みの通関業務の量及びその算出の基礎を記載した書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。

第8問 次の記述は、通関業法第6条に規定する通関業の許可に係る欠格事由に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 法人である通関業者であった者であって、関税法第111条（許可を受けないで輸出入する等の罪）の規定に該当する違反行為をしたことにより、同法の規定により通告処分を受け、通関業法第34条第1項の規定により通関業の許可を取り消されたものは、当該通告処分を受けた日から3年を経過するまでの間、通関業の許可を受けることができない。
- 2 通関業法第6条第1号に規定する心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者とは、精神の機能の障害により通関業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいい、当該者は通関業の許可を受けることができない。
- 3 懲戒免職の処分を受けた日から2年を経過しない公務員は通関業の許可を受けることができないが、この場合の公務員には、日本銀行法の規定により公務に従事する職員とみなされる者は含まれないこととされている。
- 4 法人であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）以外の従業者が関税法に違反する行為をしたことによって、同法第117条第1項の両罰規定の適用により罰金の刑に処せられたものは、その刑の執行が終わった日から3年を経過するまでは、通関業の許可を受けることができないこととされている。
- 5 法人であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者があるものは、通関業の許可を受けることができない。

第9問 次の記述は、通関業法第10条に規定する通関業の許可の消滅及び同法第11条に規定する通関業の許可の取消しに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 法人である通関業者が合併又は破産手続開始の決定以外の理由によって解散したことによりその通関業の許可が消滅したときは、清算人が、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 2 通関業者が破産手続開始の決定を受けたことによりその通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該通関手続については、依頼者に返戻するか又は依頼者の指示する通関業者に引き継がせることとされている。
- 3 通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときは、その通関業の許可は消滅する。
- 4 法人である通関業者の役員が通関業法第6条第10号に規定する通関業の許可に係る欠格事由に該当するに至った場合において、当該通関業者が、通関業の許可が取り消される前に当該欠格事由に該当した役員を更迭し、同法第12条第1号に規定する届出を行ったときであっても、当該通関業者は同法第34条に規定する監督処分の対象となり得ることとされている。
- 5 財務大臣は、法人である通関業者の役員が通関業法第6条第10号に規定する通関業の許可に係る欠格事由に該当するに至り、通関業の許可を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならないこととされている。

第10問 次の記述は、通関業法第12条に規定する変更等の届出に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、氏名又は名称及び住所並びに法人である通関業者にあつてはその役員の氏名及び住所に変更があつたときは、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 2 通関業者は、通関業務を行う営業所における通関士以外の通関業務の従業者の数に変更があつたときは、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 3 通関業者は、通関業務を行う営業所において掲示している通関業務の料金の額に変更があつたときは、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 4 通関業者は、通関業以外に営む事業の種類に変更があつたときは、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 5 通関業者は、通関業務を行う営業所である施設の所有者に変更があつたときは、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。

第11問 次の記述は、通関業者及び通関士の義務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 法人である通関業者の通関士は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならないが、当該通関業者の通関業務に従事しないこととなった場合であって、通関業法第22条第2項の規定による異動の届出がされるまでの間は、この限りでない。
- 2 通関業者は、通関業務の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならないが、当該料金の額に変更が生じた場合には、その変更が生じた理由を明らかにした上で、変更後の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。
- 3 通関業者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなく、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないが、法令に規定する鑑定人として裁判所において陳述する場合は、この「正当な理由」があるときに該当することとされている。
- 4 通関士が、通関業法第20条の規定に違反して通関士の信用を害するような行為をした場合には、当該通関士の行為は、同法第35条第1項に規定する通関士に対する懲戒処分の対象となる。
- 5 通関業者は、通関業務を行う営業所に置く通関士に税関官署に提出する通関書類の内容を審査させ、かつ、記名させなければならないが、通関士を設置する必要のない通関業務を行う営業所に通関士を置く場合には、これを要しない。

第12問 次の記述は、通関業法第31条第1項に規定する通関業者が通関士試験に合格した者を通関士としてその通関業務に従事させようとする場合における財務大臣の確認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士として通関業務に従事させようとするときは、実際に勤務する営業所の所在地にかかわらず、当該合格した者が通関士試験を受験した地を管轄する税関長に届け出て、その確認を受けなければならない。
- 2 既に財務大臣の確認を受けて通関業務に従事していた通関士が、同一の通関業者の他の営業所へ異動する場合には、新たに通関士の確認のための届出を行う必要はないが、通関業法第22条第2項に規定する従業者の異動の届出は行わなければならないこととされている。
- 3 偽りその他不正の行為により所得税を免れ、罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わった日から2年を経過したものは、財務大臣の確認を受けて通関士となることができる。
- 4 他の通関業者で既に通関士として財務大臣の確認を受けている者を、自社の通関士として併任させようとする者は、その確認の届出の際、当該併任について異議がない旨の当該他の通関業者の承諾書を添付することを要することとされている。
- 5 通関士試験に合格した者が、合格後に一度も財務大臣の確認を受けることなく当該合格の日から起算して10年を経過した場合には、その経過した日をもって通関士試験合格の資格は喪失することとされている。

第13問 次の記述は、通関業法第34条第1項に規定する通関業者に対する監督処分及び同法第33条の2に規定する業務改善命令に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、通関業者に対して通関業務の停止処分を行う場合には、原則として通関業の全部について行うこととされているが、違反の内容等から違反行為のあった営業所等に係る通関業務についてのみ処分することが適当であると認められる場合には、当該営業所等の通関業務のみについてすることができるとされている。
- 2 財務大臣は、通関業者に対して通関業務の停止処分を行う場合であって、当該停止処分の期間が終了した後の通関業者につき通関業の適正な執行のために必要があると認めるときは、当該通関業者に対し、業務改善命令を併せて発することとされている。
- 3 財務大臣は、通関業者の通関業務に従事する者に通関業法の規定に違反する行為があった場合において、その違反につき、当該通関業者に監督上の故意があるときであっても、当該通関業者に対して監督処分を行うことができないこととされている。
- 4 何人も、通関業者に、通関業者に対する監督処分の事由に該当する事実があると認めたときは、財務大臣に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 5 財務大臣は、通関業者に対して通関業務の停止処分を行う場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続が終了するまでの間、その処分の開始を猶予することとされている。

第14問 次に掲げる書類のうち、通関業法第14条（通関士の審査等）の規定により通関業者が通関士にその内容を審査させなければならない通関書類に該当するものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税法第23条第1項に規定する本邦と外国との間を往来する船舶への船用品の積込みに係る承認申告書
- 2 関税法第9条の2に規定する関税の納期限の延長に係る申請書
- 3 関税法第98条第1項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める旨の届出書
- 4 関税法第73条第1項に規定する輸入の許可前における貨物の引取りに係る承認申請書
- 5 関税法第32条に規定する見本の一時持出に係る許可申請書

第15問 次の記述は、通関業者又は通関士の義務に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関士試験に合格した者は、通関業法第31条第1項に規定する財務大臣による確認を受ける前であっても、通関業者の従業者としての採用が内定しているときは、「通関士」である旨を口頭により表示することができることとされている。
- 2 通関業者は、通関業務及び関連業務に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務及び関連業務に関する書類を保存する必要がある、その帳簿及び書類の保存期間は、それぞれその閉鎖の日又は作成の日後3年間である。
- 3 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を財務大臣に届け出る必要がある、その届出に係る者の中に当該通関業者に新たに置かれた派遣労働者が含まれる場合には、その届出の際に、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約及び派遣元事業主の概要を提示することとされている。
- 4 通関士が通関業務を行うに当たって依頼者の文書等から知り得た事実であっても、その内容が既に一般に知られているものは、通関業法第19条（秘密を守る義務）に規定する「通関業務に関して知り得た秘密」に当たることとはされていない。
- 5 法人である通関業者が財務大臣に提出する定期報告書（その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書）には、報告の対象となる事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

第16問 次の記述は、通関業法第22条に規定する通関業者の記帳、届出、報告等に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業務に関し、依頼者から受領した輸入貨物の運送に係る保険料明細書は、通関業者が保存しなければならない通関業務に関する書類に該当する。
- 2 通関業者は、通関業務に関し税関官署に提出した輸入申告書の写しを、その申告に係る輸入の許可の日の翌日から3年間保存しなければならない。
- 3 通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類は、通関業者が保存しなければならない通関業務に関する書類に該当する。
- 4 法人である通関業者は、通関士以外の通関業務の従業者の氏名及びその異動を財務大臣に届け出ることを要しない。
- 5 通関業者は、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を、6月ごとに財務大臣に提出しなければならない。

第17問 次の記述は、通関業法の罰則に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。
一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業法第3条第2項の規定により付された条件に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき通関業を営んだ者は、同法の規定に基づき拘禁刑又は罰金に処せられることがある。
- 2 通関業法第17条の規定に違反して、通関業者の名義を他人に通関業のために使用させた者は、同法の規定に基づき罰金に処せられることがある。
- 3 通関業法第19条の規定に違反して、法人である通関業者の通関士が通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らした場合は、同法の規定に基づき当該通関士が罰せられることがあるほか、その法人に対し、罰金刑が科されることがある。
- 4 法人である通関業者の代表者が通関業法第33条の2の規定による命令に違反した場合は、同法の規定に基づき当該通関業者の代表者が罰せられることがあるほか、その法人に対し、罰金刑が科されることがある。
- 5 通関業法第40条の規定に違反して、通関業者という名称を使用した通関業者でない者は、同法の規定に基づき罰金に処せられることがある。

